

## 船舶事故調査報告書

平成28年2月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	火災
発生日時	平成26年8月22日 05時45分ごろ
発生場所	御前埼灯台南方沖 御前埼灯台から真方位174° 10海里（M）付近 （概位 北緯34° 25.8′ 東経138° 14.7′）
事故の概要	遊漁船 <sup>ますふく</sup> 増福丸は、航行中に火災が発生し、沈没した。
事故調査の経過	平成26年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 増福丸、7.9トン SO2-4757（漁船登録番号）、個人所有 12.27m（Lr）×3.15m×1.22m、FRP ディーゼル機関、540kW、平成7年2月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年6月2日 免許証交付日 平成24年12月13日 （平成30年6月1日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、釣り場に向けて主機を回転数毎分約1,100～1,200にかけ、約11～12ノットの対地速力で御前埼灯台南方沖を南進していた。 船長は、操舵室の操縦席に座って操船していたところ、平成26年8月22日05時45分ごろ、船体中央部に配置された機関室と船尾寄りの操舵室との間に設けられたキャビンの操舵室側小窓の隙間から白煙が噴出していることに気付いた。 船長は、機関室を点検しようとキャビン入口の扉を開けたところ、突然黒煙が吹き出したので、主機のクラッチを中立として本船を停止させたが、直後に同扉から火炎が噴き出したので慌てて釣り客に海に

	<p>飛び込むよう指示した。</p> <p>船長は、釣り客全員が海に飛び込み、付近にいた遊漁中の僚船に救助されたことを確認した後、来援した僚船に船首から飛び移った。</p> <p>釣り客は僚船に移乗して御前崎港に帰り、船長は、他の僚船に移乗して本船の監視に当たった後、御前崎港に帰った。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視船による消火作業中、12時53分ごろ御前崎灯台南方沖約7.5Mで沈没した。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、昭和62年ごろから遊漁船業を営んでおり、平成14年に主機を同型で高出力のものに換装したが、機関台及び機関の大きさが同じだったので排気管及び電装関係はそのまま使用し、船首側駆動軸でVベルトを介して海水ポンプ、発電機、操舵機用油圧ポンプ等を駆動する構造としていた。</p> <p>主機は、年間約2,000～2,500時間運転され、本事故発生当時、総運転時間が約20,000時間であったが、機関修理業者により潤滑油の交換及びこし器のフィルター交換等が定期的に行われており、不具合等の発生がなかったため燃料弁等の整備が行われたことはなかった。</p> <p>船長は、本事故発生当日、04時前に機関室で主機等の始動前点検を行い、漁業協同組合の燃料補給施設において、機関室の両舷に設けられた容量それぞれ約700ℓの燃料タンクのうち、右舷側タンクに軽油約350ℓを補給して満タンとし、機関室内を点検して異常のないことを確認した。</p> <p>船長は、火災発生当時、目的の釣り場で釣りができる時間が06時から13時までと決められていたので釣り場への到着時刻を06時ごろに合わせ、速力を落として航行していた。</p> <p>キャビンは、操舵室左舷側の操縦席後部に入口の扉が、操縦席の足下の位置に小窓があり、火災発生時、それぞれ閉まっていたが、機関室側の扉が開いていた。</p> <p>釣り客は、火災発生時、操舵室の助手席に1人と操舵室後部の椅子に3人が腰を掛けていてキャビン内には誰もいなかった。</p> <p>本船は、火災発生前に主機の回転数が低下したり、潤滑油圧力低下、冷却水温度上昇等の警報装置が作動したりすることはなく、航海計器類も正常で、異臭等に気付いた釣り客もいなかった。</p> <p>船長は、白煙を認めてキャビン入口の扉を開けた際、同扉から空気が入って火炎が一気に広がり、操舵室の中が機関室から船尾に向かう煙突のようになったと思った。</p> <p>船長は、火災の発生に気付いた際、火の回りが速くてキャビン入口近くにあった携帯式粉末消火器を取りに行くことができず、主機を停止しようとしたものの、キャビン内にあった主機停止ボタンを押すことができなかったが、火災発生から間もなく、船尾から船首に逃げよ</p>

	<p>うとして移動していた時、主機が既に停止していることに気付いた。</p> <p>船長は、火災発生時、操舵室が火炎に包まれて操縦席にあった無線設備が使用できず、携帯電話も陸からの距離が遠くて使用できなかったため、来援した僚船に依頼して無線電話で海上保安庁及び漁業協同組合に救助を要請してもらった。</p> <p>釣り客は、出港時全員救命胴衣を着用していたが、航行中は船室内にいて脱いでおり、避難時に救命胴衣を着用していたのは1人だけだった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、御前埼灯台南方沖を釣り場に向けて南進中、機関室から出火して火災が発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、火災発生時、キャビン入口の扉を開けた際、一気に火炎が広がったことから、機関室及びキャビン内に霧状になった可燃物が充満していた可能性があると考えられるが、火災発生前に異常に気付いた者がおらず、本船が沈没したため、出火に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、釣り場に向けて御前埼灯台南方沖を南進中、機関室から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>